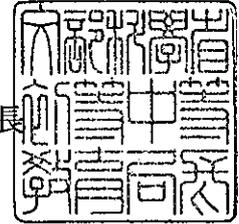




28文科初第519号
雇児発0705第1号
平成28年7月5日

各 都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「一時預かり事業の実施について」の一部改正について

平成27年7月17日付けで、「一時預かり事業の実施について」（27文科初第238号、雇児発0717第11号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

一時預かり事業実施要綱新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">27文科初第238号 雇児発0717第11号 平成27年7月17日</p> <p style="text-align: center;"><u>一 次 改 正</u> 28文科初第519号 <u>雇児発0705第1号</u> <u>平成28年7月5日</u></p>	<p style="text-align: center;">27文科初第238号 雇児発0717第11号 平成27年7月17日</p>
<p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">一時預かり事業の実施について</p> <p>標記については、今般、別紙のとおり「一時預かり事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>	<p>各都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">一時預かり事業の実施について</p> <p>標記については、今般、別紙のとおり「一時預かり事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p>

<p>なお、本通知の施行に伴い、平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 28 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時預かり事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p> <p>別紙 一時預かり事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容</p>	<p>なお、本通知の施行に伴い、平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 28 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時預かり事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p> <p>別紙 一時預かり事業実施要綱</p> <p>1 事業の目的 保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。 こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。 なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。</p> <p>3 事業の内容</p>
---	---

<p>(略)</p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 一般型</p> <p>(略)</p> <p>② 対象児童</p> <p>主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。</p> <p><u>また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」(平成28年4月7日雇児発0407第2号)に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策(以下「緊急対策」という。)を実施する市町村に限り、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(以下「保育認定子ども」という。)であって、同法第27条に規定する特定教育・保育施設又は同法第29条に規定する特定地域型保育事業者(以下「保育所等」という。)</u></p>	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。</p> <p>4 実施方法</p> <p>(1) 一般型</p> <p>① 実施場所</p> <p>保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所を実施すること。</p> <p>② 対象児童</p> <p>主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。</p>
---	---

を利用していない児童について、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かること（以下「緊急一時預かり」という。）も本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。

(略)

③ 設備基準及び保育の内容

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 36 条の 35 第 1 号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

④ 職員の配置

規則第 36 条の 35 第 1 号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を 1 / 2 以上とすること。

当該保育従事者の数は 2 人を下ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士 1 人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士 1 人とすることができること。

また、1 日当たり平均利用児童数が概ね 3 人以下である場合には、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等の設備運営基準」という。）第 23 条第 2 項に定める市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者（以下「家庭的保

育者」という。)を、保育士とみなすことができる。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

なお、1日当たり平均利用児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

⑤ 研修

保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする
こと。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日
雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別
紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研
修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型
保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施に
ついて」(平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用
均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」
(以下「ガイドライン」という。)の別添1の1に定める基礎研修と
同等の研修を修了した者。ただし、平成32年3月31日までの間に
修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業
の特性に留意し、研修内容を設定すること。

⑥ 基幹型施設

土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を

(2) 幼稚園型

① 実施場所

(略)

② 対象児童

(略)

③ 設備基準及び教育・保育の内容

(略)

④ 職員の配置

規則第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者(以下「教育・保育従事者」という。)を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/3以上とすること。

当該教育・保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼

行う施設について、基幹型施設とすることができる。

(2) 幼稚園型

① 実施場所

幼稚園又は認定こども園(以下「幼稚園等」という。)で実施すること。

② 対象児童

主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者。

③ 設備基準及び教育・保育の内容

規則第36条の35第2号イ、二及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。

④ 職員の配置

規則第36条の35第2号ロ及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者(以下「教育・保育従事者」という。)を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上とすること。

当該教育・保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員(教育・保育従事者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内に

児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者 1 人とすることができること。

また、保育士又は幼稚園免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、アに掲げる者又はイからエまでに掲げる者で市町村が適切と認める者とする。なお、イからエまでに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があること。

ア 市町村長等が行う研修を修了した者

イ 小学校教諭普通免許状所有者

ウ 養護教諭普通免許状所有者

エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、
児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を
習得していると認められる者

⑤ 研修

4 (2) ④アの「市町村長等が行う研修を修了した者」は、以下の者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5 (3) アに定める基本研修及び 5 (3) イ (イ) に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、ガイドラインの別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、平成 32 年 3

において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者 1 人とすることができること。

⑤ 研修

保育士及び幼稚園教諭普通免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5 (3) アに定める基本研修及び 5 (3) イ (イ) に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、ガイドラインの別添 1 の 1 に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、平成 32 年 3

月 31 日までの間に修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

(3) 余裕活用型
(略)

月 31 日までの間に修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

(3) 余裕活用型

① 実施場所

下記の施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たないもの。

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第 22 条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第 28 条、第 31 条及び第 33 条に規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第 43 条及び第 47 条に規定する事業所内保育事業所。

② 実施基準

規則第 36 条の 35 各号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。

(4) 居宅訪問型

(略)

② 対象児童

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児で、以下の要件に該当すること。

ア 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合。

イ ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合。

ウ 離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合。

また、当分の間、緊急一時預かりも本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。

(略)

(4) 居宅訪問型

① 実施場所

利用児童の居宅において実施すること。

② 対象児童

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児で、以下の要件に該当すること。

ア 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合。

イ ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合。

ウ 離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合。

③ 職員配置

職員の配置は次のとおりとする。なお、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。

ア 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添4に定める研修を修了した保育士等を配置すること。

イ 都道府県又は市町村において、アの研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として、家庭的保育者基礎研修を修了した保

(5) 地域密着Ⅱ型

(略)

② 対象児童

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。

また、当分の間、緊急一時預かりも本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。

③ 設備基準及び保育の内容

(略)

育士、家庭的保育者認定研修及び基礎研修を修了した者又はこれらの者と同等以上と認められる者であって、アの研修体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者を、当該研修を修了するまでの間（概ね2年程度）配置することができることとする。

④ 実施要件

ア 利用にあたっては、市町村と協議のうえ利用の決定を行うこと。

イ 一時預かり事業の他の類型を実施することができない場合に実施すること。

(5) 地域密着Ⅱ型

① 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

② 設備基準及び保育の内容

規則第56条第1項、第4項及び第5項に定める設備及び保育の内容に関する基準に準じて行うこと。

④ 職員の配置

(略)

⑤ 研修

(略)

(6) 震災特例型

① 実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う施設（以下「特例保育施設」という。）又は同法第43条第1項に規定する地域型保育事業所

② 対象児童

平成28年熊本地震（以下「震災」という。）について災害救助法が適用された市町村に居住する世帯に属する子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定子どもであって、震災の影響により、在籍する同法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所又は特例保育施設の

③ 職員の配置

規則第56条第2項及び第3項の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置すること。

担当者の数は2人を下ることはできないこと。

また、担当者のうち保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。

④ 研修

保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

(新規)

<p>利用が困難となった乳幼児</p> <p>③ <u>設備基準及び保育の内容、職員の配置及び研修</u></p> <p><u>ア及びイに掲げる実施場所の区分に応じ、それぞれア及びイに定める事業類型に関して（１）及び（２）において定める基準により行う。</u></p> <p><u>ア 幼稚園以外において実施する場合 一般型</u></p> <p><u>イ 幼稚園において実施する場合 幼稚園型</u></p> <p>5 留意事項</p> <p><u>（１）事故の報告</u></p> <p>保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 27 年 2 月 16 日付府政共生 96 号・26 初幼教第 30 号・雇児保発 0216 第 1 号通知）に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。</p> <p><u>（２）緊急一時預かり</u></p> <p><u>緊急一時預かりを実施する場合は、積極的に地域の余裕スペース等の活用を検討するとともに、本来の一時預かり事業の利用者のニーズにも十分対応できるよう、供給拡大を図ること。</u></p> <p>6 保護者負担</p> <p>本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。<u>ただし、震災特例型については保護者負担を求めないこと。</u></p> <p>また、居宅訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収</p>	<p>5 留意事項</p> <p>保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成 27 年 2 月 16 日付府政共生 96 号・26 初幼教第 30 号・雇児保発 0216 第 1 号通知）に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。</p> <p>6 保護者負担</p> <p>本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。</p> <p>また、居宅訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できることとする。</p>
--	---

<p>できることとする。</p> <p><u>また、緊急一時預かりの場合に、保護者負担が過大とならないよう配慮</u> <u>すること。</u></p> <p>7 費用 (略)</p>	<p>7 費用</p> <p>本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>
--	---

27文科初第238号
雇児発0717第11号
平成27年7月17日

一 次 改 正 28文科初第519号
雇児発0705第1号
平成28年7月5日

各 都道府県知事 殿

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長

厚 生 労 働 省 雇 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 長

一時預かり事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「一時預かり事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成26年5月29日雇児発0529第28号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時預かり事業の実施について」は、平成27年3月31日限りで廃止する。

一時預かり事業実施要綱

1 事業の目的

保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。

こうした需要に対応するため、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

4 実施方法

(1) 一般型

① 実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所で実施すること。

② 対象児童

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。

また、当分の間、『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針について」（平成 28 年 4 月 7 日雇児発 0407 第 2 号）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策（以下「緊急対策」という。）を実施する市町村に限り、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）であって、同法第 27 条に規定する特定教育・保育施設又は同法第 29 条に規

定する特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。）を利用していない児童について、保育所等への入所が決まるまでの間、定期的に預かること（以下「緊急一時預かり」という。）も本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。

③ 設備基準及び保育の内容

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 36 条の 35 第 1 号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

④ 職員の配置

規則第 36 条の 35 第 1 号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を 1 / 2 以上とすること。

当該保育従事者の数は 2 人を下ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士 1 人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士 1 人とすることができること。

また、1 日当たり平均利用児童数が概ね 3 人以下である場合には、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「家庭的保育事業等の設備運営基準」という。）第 23 条第 2 項に定める市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者（以下「家庭的保育者」という。）を、保育士とみなすことができる。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

なお、1 日当たり平均利用児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

⑤ 研修

保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5（3）アに定める基本研修及び 5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成 21 年 10 月 30 日雇児発 1030 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイ

ドライン」という。)の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、平成32年3月31日までの間に修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

⑥ 基幹型施設

土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う施設について、基幹型施設とすることができる。

(2) 幼稚園型

① 実施場所

幼稚園又は認定こども園(以下「幼稚園等」という。)で実施すること。

② 対象児童

主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者。

③ 設備基準及び教育・保育の内容

規則第36条の35第2号イ、二及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。

④ 職員の配置

規則第36条の35第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者(以下「教育・保育従事者」という。)を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/3以上とすること。

当該教育・保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができること。

また、保育士又は幼稚園免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、アに掲げる者又はイからエまでに掲げる者で市町村が適切と認める者とする。なお、イからエまでに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があること。

ア 市町村長等が行う研修を修了した者

イ 小学校教諭普通免許状所有者

ウ 養護教諭普通免許状所有者

エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

⑤ 研修

4 (2) ④アの「市町村長等が行う研修を修了した者」は、以下の者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5 (3) アに定める基本研修及び5 (3) イ (イ) に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、平成32年3月31日までの間に修了した者とする。なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

(3) 余裕活用型

① 実施場所

下記の施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たないもの。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。

② 実施基準

規則第36条の35各号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。

(4) 居宅訪問型

① 実施場所

利用児童の居宅において実施すること。

② 対象児童

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児で、以下の要件に該当すること。

ア 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合。

イ ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合。

ウ 離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合。

また、当分の間、緊急一時預かりも本事業の対象とし、この場合の補助単価については別に定めることとする。

③ 職員配置

職員の配置は次のとおりとする。なお、家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は1人とする。

ア 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知）の別添4に定める研修を修了した保育士等を配置すること。

イ 都道府県又は市町村において、アの研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として、家庭的保育者基礎研修を修了した保育士、家庭的保育者認定研修及び基礎研修を修了した者又はこれらの者と同等以上と認められる者であって、アの研修体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者を、当該研修を修了するまでの間（概ね2年程度）配置することができることとする。

④ 実施要件

ア 利用にあたっては、市町村と協議のうえ利用の決定を行うこと。

イ 一時預かり事業の他の類型を実施することができない場合に実施すること。

(5) 地域密着Ⅱ型

① 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

② 対象児童

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児とする。

また、当分の間、緊急一時預かりも本事業の対象とし、この場合の補

助単価については別に定めることとする。

③ 設備基準及び保育の内容

規則第 56 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号に定める設備及び保育の内容に関する基準に準じて行うこと。

④ 職員の配置

規則第 56 条第 2 号及び第 3 号の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置すること。

担当者の数は 2 人を下ることはできないこと。

また、担当者のうち保育について経験豊富な保育士を 1 名以上配置すること。

⑤ 研修

保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

(6) 震災特例型

① 実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園、子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う施設（以下「特例保育施設」という。）又は同法第 43 条第 1 項に規定する地域型保育事業所

② 対象児童

平成 28 年熊本地震（以下「震災」という。）について災害救助法が適用された市町村に居住する世帯に属する子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どもであって、震災の影響により、在籍する同法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設、同法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所又は特例保育施設の利用が困難となった乳幼児

③ 設備基準及び保育の内容、職員の配置及び研修

ア及びイに掲げる実施場所の区分に応じ、それぞれア及びイに定める事業類型に関して（1）及び（2）において定める基準により行う。

ア 幼稚園以外において実施する場合 一般型

イ 幼稚園において実施する場合 幼稚園型

5 留意事項

(1) 事故の報告

保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の

報告等について」(平成 27 年 2 月 16 日付府政共生 96 号・26 初幼教第 30 号・雇児保発 0216 第 1 号通知)に従い、必要に応じて速やかに国へ報告すること。

(2) 緊急一時預かり

緊急一時預かりを実施する場合は、積極的に地域の余裕スペース等の活用を検討するとともに、本来の一時預かり事業の利用者のニーズにも十分対応できるよう、供給拡大を図ること。

6 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。ただし、震災特例型については保護者負担を求めないこと。

また、居宅訪問型については、利用児童の居宅までの交通費を実費徴収できることとする。

また、緊急一時預かりの場合に、保護者負担が過大にならないよう配慮すること。

7 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。